

令和7年度からのごみ処理手数料の考え方について

1. 一般廃棄物処理有料化の手引き（家庭系一般廃棄物） P 2
 - ・排出抑制効果について P 3
 - ・再資源化の促進（資源回収率の向上） P 4
 - ・市民の受容性の考慮について P 5
 - ・近隣市における手数料の料金水準の考慮について P 6
2. 一般廃棄物処理有料化の手引き（事業系一般廃棄物） P 7
 - ・処理原価からみる手数料負担割合 P 8
 - ・事業者の受容性（経済性）の考慮について P 10
 - ・近隣市における手数料の料金水準の考慮について P 11
3. 令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の考え方について P 12
4. 令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の検証について P 16
5. 令和7年度 ごみ処理手数料算定方法の考え方について P 20



一般廃棄物処理有料化の手引き(環境省)

家庭系一般廃棄物

一般廃棄物処理有料化の手引きでは

■手数料の料金水準

一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、
周辺市町村における料金水準などを考慮

■家庭系廃棄物

(1)一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果

(2)住民の受容性の考慮

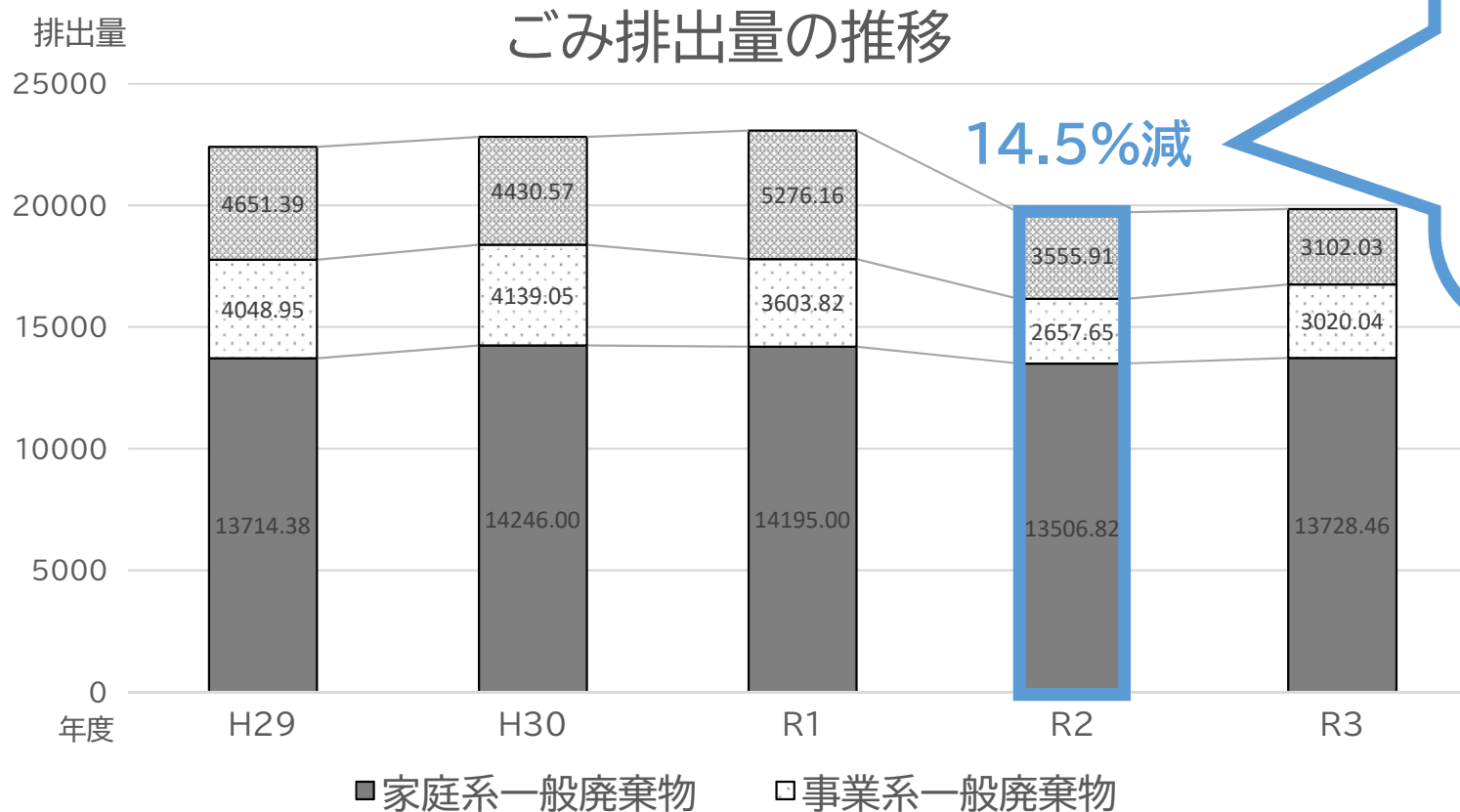
(3)周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

現状のごみ処理手数料は

家庭系一般廃棄物

排出抑制効果について

「令和4年度 廃棄物処理の概要」より



ごみ量は14.5%減少し横ばい傾向。

ただし、手数料の変更(R2)だけではなく、焼却施設の稼働(R2)に伴う分別変更や社会経済活動を要因とした影響にも留意が必要。

現状のごみ処理手数料は

家庭系一般廃棄物

再資源化の促進(資源回収率の向上)

恵庭市のリサイクル率は全道35市で2位(令和2年度実績)。

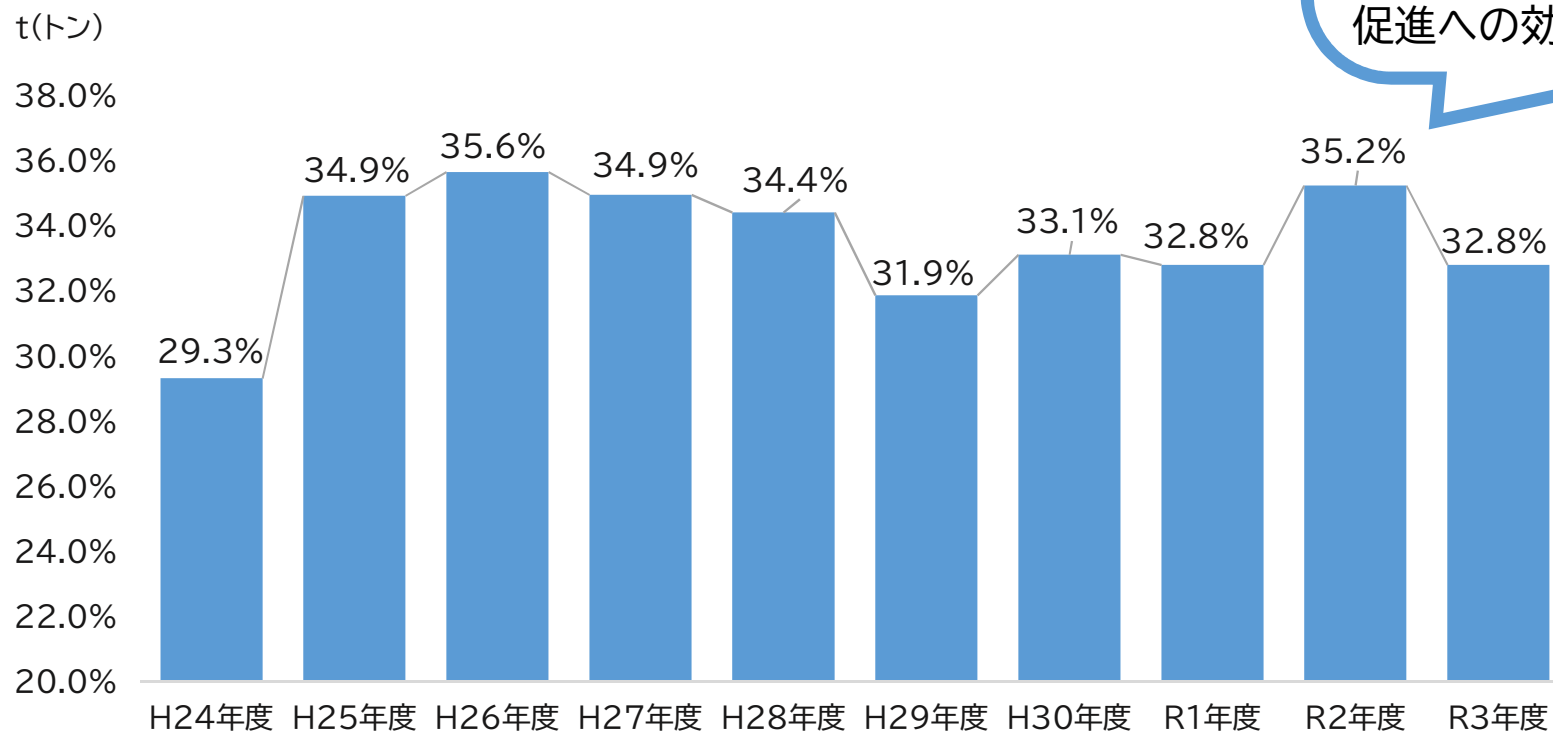
ごみ種別ごとの手数料の格差

「資源(無料) < 生ごみ < 可燃 < 不燃」

による適正分別や再生利用の

促進への効果が発揮されている。

リサイクル率の推移



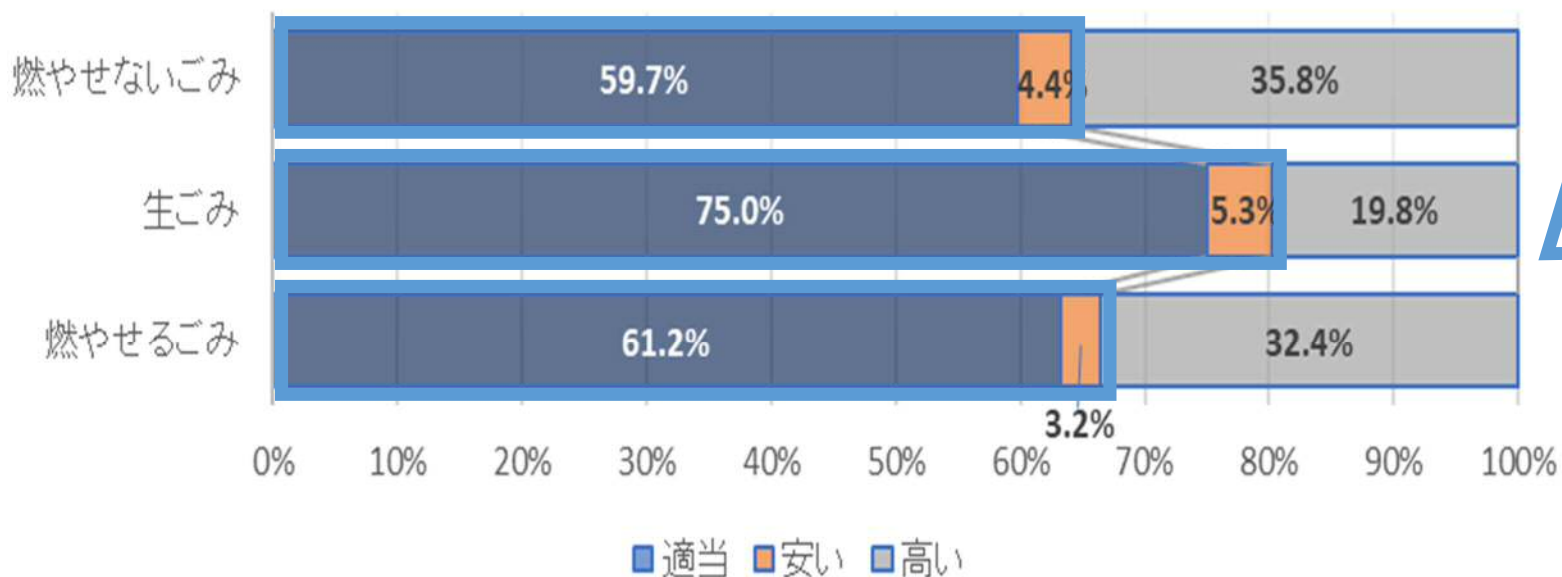
「令和4年度 廃棄物処理の概要」より

現状のごみ処理手数料は

家庭系一般廃棄物

市民の受容性の考慮について

問2:ごみ袋の手数料について



各区分で現行手数料に「適当」「安い」と回答した市民は約6割以上となっている。

手数料を値上げすると「適当」から「高い」と回答する市民が増えることも想定される。

現状のごみ処理手数料は

家庭系一般廃棄物

近隣市における手数料の料金水準の考慮について

		市町村名					
		恵庭市	札幌市	江別市	石狩市	千歳市	北広島市
収集方式		戸別収集	ステーション収集	ステーション収集	戸別収集	ステーション収集	ステーション収集
家庭系	可燃(円/ℓ)	3	2	2	2	2	2 ※3(R6.4.1~)
	不燃(円/ℓ)	4	2	2	2	2	2 ※3(R6.4.1~)
	生ごみ(円/ℓ)	2	分別無	分別無	分別無	分別無	2
	資源物(円/ℓ)	無料	無料	無料	無料	1(プラ容器包装) 4種資源物無料	無料
	粗大ごみ(円)	100~900	200~1,800	250/500/1,000	200~1,300	300	200~1,000 ※120~1,200 (R6.4.1~)
	直搬可燃(円/10kg)	受入不可	200(清掃工場/破碎工場) 130(ごみ資源化工場)	150	80	60	80 ※120(R6.4.1~) ※150(R7.4.1~)
	直搬不燃(円/10kg)	231	200	150	80	60	80 ※120(R6.4.1~) ※150(R7.4.1~)

恵庭市のごみ処理手数料は近隣市と比較して高い料金水準となっている。

一般廃棄物処理有料化の手引き(環境省)

事業系廃棄物

☞ 一般廃棄物処理有料化の手引きでは

手数料の料金水準

一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、
周辺市町村における料金水準などを考慮

事業系一般廃棄物

(1) 処理原価相当の料金徴収

(2) 地域における資源化施設等における料金水準の考慮

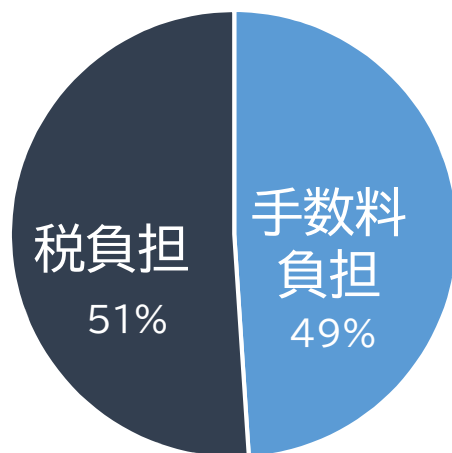
現状のごみ処理手数料は

事業系廃棄物

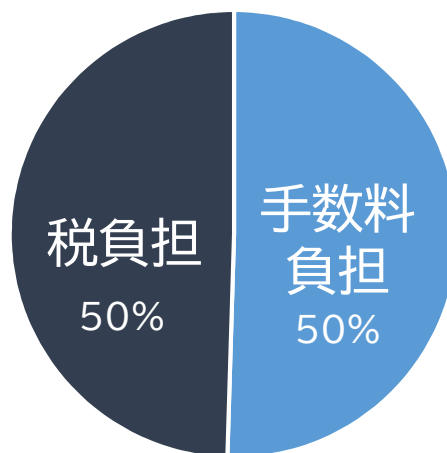
処理原価からみる手数料負担割合

事業系一般廃棄物(R3処理原価)

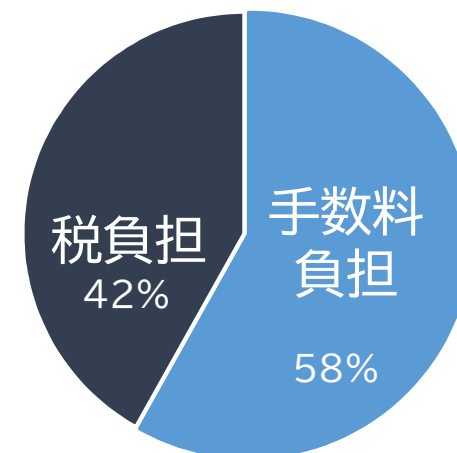
生ごみ



燃やせるごみ



燃やせないごみ



「一般廃棄物有料化の手引き」を参考に処理原価を算定
R3処理原価は資料3-3参照

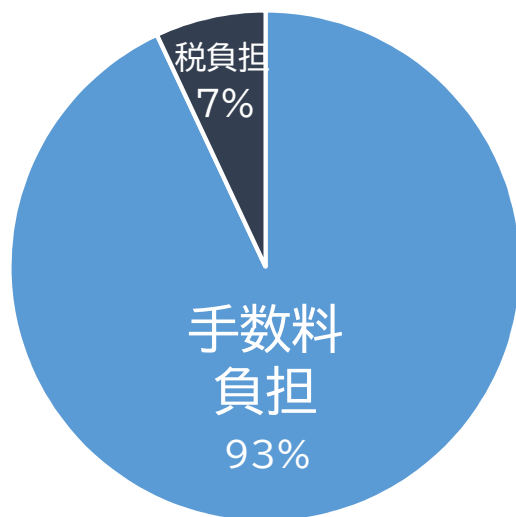
現状のごみ処理手数料は

事業系廃棄物

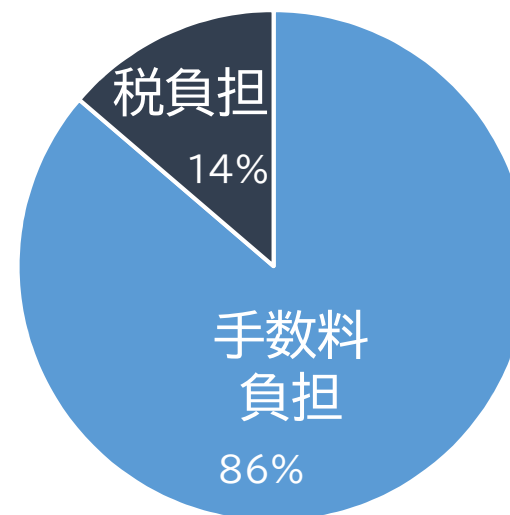
処理原価からみる手数料負担割合

産業廃棄物(R3処理原価)

燃やせるごみ



燃やせないごみ



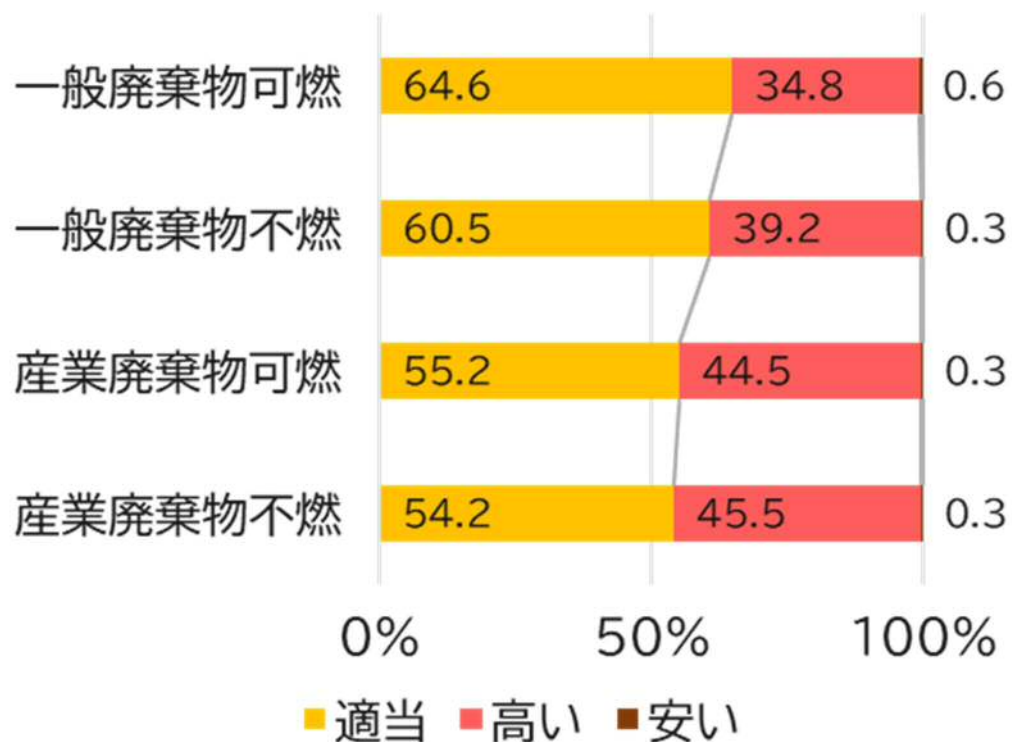
「一般廃棄物有料化の手引き」を参考に処理原価を算定
R3処理原価は資料3-3参照

現状のごみ処理手数料は

事業系廃棄物

事業者の受容性(経済性)の考慮について

現状(R4~)の料金設定について
(事業系廃棄物排出者へのアンケート)



【事業系一般廃棄物】

約6割が適当と回答。手数料の値上がりにより高いと回答する事業者と逆転する可能性もある。

【産業廃棄物】

約55%が適当と回答。手数料の値上がりにより高いと回答する事業者と逆転する可能性もある。
また、近隣の産業廃棄物処理業者は市の手数料を参考に柔軟に料金設定が可能であるため、比較対象とすることが難しい。

現状のごみ処理手数料は

事業系廃棄物

近隣市における手数料の料金水準の考慮について

		市町村名					
		恵庭市	札幌市	江別市	石狩市	千歳市	北広島市
事業系	一廃可燃(円/10kg)	217	200	200	120	180	118 ※170(R6.4.1~) ※240(可燃)/ 280(不燃)/ 200(埋立) (R7.4.1~)
	一廃不燃(円/10kg)	343					86 ※110(R6.4.1~) ※130(R7.4.1~)
	一廃生ごみ(円/10kg)	93	90	118 ※170(R6.4.1~)			
	一廃資源物(円/10kg)	114			237 ※350(R6.4.1~) ※414(R7.4.1~)		
	産廃可燃(円/10kg)	400	201.3	受入不可	受入不可	251.4	237 ※350(R6.4.1~) ※414(R7.4.1~)
	産廃不燃(円/10kg)	509	200(廃石綿以外) 360(廃石綿)	受入不可	受入不可	250	237 ※350(R6.4.1~) ※414(R7.4.1~)

恵庭市のごみ処理手数料は近隣市と比較して高い料金水準となっている。

令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の考え方について

【H22年度有料化及びR2年度料金改定】

H22家庭ごみ有料化の対象ごみの範囲及び料金算定の基本的な考え方

(1) 有料化の対象とするごみ

「燃やせるごみ・燃やせないごみ」、「燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ」の2パターンを各自治体の事例を参考に検証・試算を行った結果、「燃やせるごみ・燃やせないごみ」を対象範囲とした場合の方が大きなごみ減量効果を上げており、また資源ごみについても適正分別が促進され大幅な増加を示していることから、「燃やせるごみ・燃やせないごみ」を恵庭市の家庭ごみ有料化の対象ごみの範囲とすることとなった。

(2) 手数料算定の考え方

手数料は、一定の役務(サービス)に対する対価として徴収するものであり、その金額は役務(サービスの提供)に要する経費とサービスの提供によって受ける利益を勘案して決定するべきとされており、家庭ごみ有料化導入の多くの自治体の例を見ると、手数料設定のプロセスには様々な手法が取られ、公式的なものがないのが当時の状況であった。

ごみの収集や処理・処分は、それを必要とする住民へのサービスの提供という側面と、市が行わなければならない義務という側面を併せ持っている。また、「役務(サービス)の提供によって受ける利益」という観点から考えると、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分については、どの部分が欠けていても適正かつ円滑に行うことは難しく、管理経費や投資的経費はごみの収集・処理・処分するために付随する経費であることから全ての部分が一体となって行われるべきものであり、それぞれの経費については住民が直接的に関わる部分と間接的に関わる部分とがあるが、その一部分だけの負担を求めるといふことなく、必要とする経費全体の一部について住民負担を求めていくことが適切であると考えられる。

(3) 料金体系について

手数料の単価設定においては、今日の経済情勢などから市民にとって過度の負担とならないように配慮する一方、手数料の設定が安価すぎて減量効果を喚起することに結びつかないことがないように、また近隣自治体との料金設定の違いから区域外へのごみの流出や区域外からのごみの流入など不法投棄を防ぐことも考慮する必要がある。

以上のことから、市民負担については恵庭市のごみ処理に関わる総経費の33%(1/3程度)、年間負担額として5,655円/1世帯、月額負担額として471円/1世帯の負担をいただくことが適切であると考えられる。

R2ごみ焼却施設稼働に伴う料金体系の基本的な考え方

(1) ごみ処理手数料の算定方法について

ごみを多く排出する人ほど負担増となる現在の算定方式は、受益者負担の原則に則っており、かつごみの減量意識が働きやすいことから今後も継続することとし、家庭ごみ処理手数料の算定方式については家庭ごみ処理経費の総額の1/3を算定経費とする。事業系ごみ処理手数料の算定方式についても、それぞれのごみ処理経費のうち、事業系一般廃棄物は2/3を、産業廃棄物は3/3を算定経費とすることを継続する。

(2) ごみ処理手数料の算定経費とするごみ処理経費について

家庭系及び事業系ごみの処理手数料の算定元となるごみ処理経費について、従来はごみ袋の製造費などの間接的経費も含めていたが、手数料が提供役務の対価であることと焼却施設稼働による経費負担が増加することを踏まえ、ごみの収集や処分といった直接的経費のみに限定し、排出者の経費負担軽減を図る。

(3) 家庭ごみ処理手数料の料金体系について

一般家庭からごみ袋で排出されるごみは、従来は燃やせるごみ・生ごみ・燃やせないごみ・キケンごみ全ての処理に係る経費と総ごみ量から同一の処理手数料を算定していたが、ごみ焼却施設稼働に伴い、それぞれのごみ処理に要する経費に大幅な差が生じることから、ごみの種類毎に処理手数料を算定することとする。

ごみ焼却施設稼働後は燃やせないごみが大幅に減少することから、ごみの処理手数料について、燃やせるごみは燃やせないごみより低額になる見込であり、これによって一般家庭から排出される可燃物・不燃物の混合廃棄物について市民が自主的に分離を行うなどの効果が期待できる。

粗大ごみは1個当たりのごみ処理手数料を算定していたが、今後は素材や大きさによって処理工程が異なることから、品目を区分した数種類の処理手数料を算定する。

資源物は、収集経費が売払い収入を大幅に上回っているが、リサイクル促進の観点から、一般家庭から排出される資源物については無料回収を継続する。

(4) 事業系ごみ処理手数料の料金体系について

事業系ごみについては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を区分した2つの料金体系としていたが、ごみ焼却施設稼働後は家庭ごみ同様、ごみの種類毎に処理工程や経費に応じて処理手数料をそれぞれ算定する。

(5) 対象期間について

今回算定するごみ処理手数料は令和2年度から令和6年度までの5カ年とし、令和7年度以降のごみ処理手数料は、ごみ焼却施設稼働後のごみ処理量の推移や実際に生じる処理経費などを基に、令和4年度に改めて検証・算定を行うこととする。

令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の考え方について

「一般廃棄物会計基準」の考え方を参考に作成

収集運搬部門

収集運搬経費

収集運搬費
(コールセンター含む)

ごみ袋製造費

流通費
(保管・配送)

ごみ袋販売店
取扱手数料

印刷製本費
(ごみ処理券・
収集カレンダー等)

中間処理部門

焼却処理経費

焼却施設
維持管理費
整備事業費

産業廃棄物
処理事業費

生ごみ処理経費

生ごみ処理場
維持管理費
整備事業費

資源物処理経費

リサイクルセンター
維持管理費
整備事業費

最終処分部門

埋立処理経費

ごみ処理場
維持管理費
整備事業費

産業廃棄物
処理事業費

管理部門

環境美化推進費

役務費

需用費

使用料及び賃借料

循環型社会推進費

印刷製本費
(ごみ分別事典・
ごみ減量大作戦)

資源回収団体奨励金

職員人件費

令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の考え方について

収集運搬部門

収集運搬経費

収集運搬費

ごみ袋製造費

流通費
(保管・配送)

ごみ袋販売店
取扱手数料

印刷製本費
(ごみ処理券・
収集カレンダー等)

中間処理部門

焼却処理経費

焼却施設
維持管理費
整備事業費

生ごみ処理経費

生ごみ処理場
維持管理費
整備事業費

資源物処理経費

リサイクルセンター
維持管理費
整備事業費

最終処分部門

埋立処理経費

埋立処理場
維持管理費
整備事業費

産業廃棄物
処理事業費

管理部門

環境美化推進費

役務費

需用費

使用料及び賃借料

循環型社会推進費

印刷製本費
(ごみ分別事典・
ごみ減量大作戦)

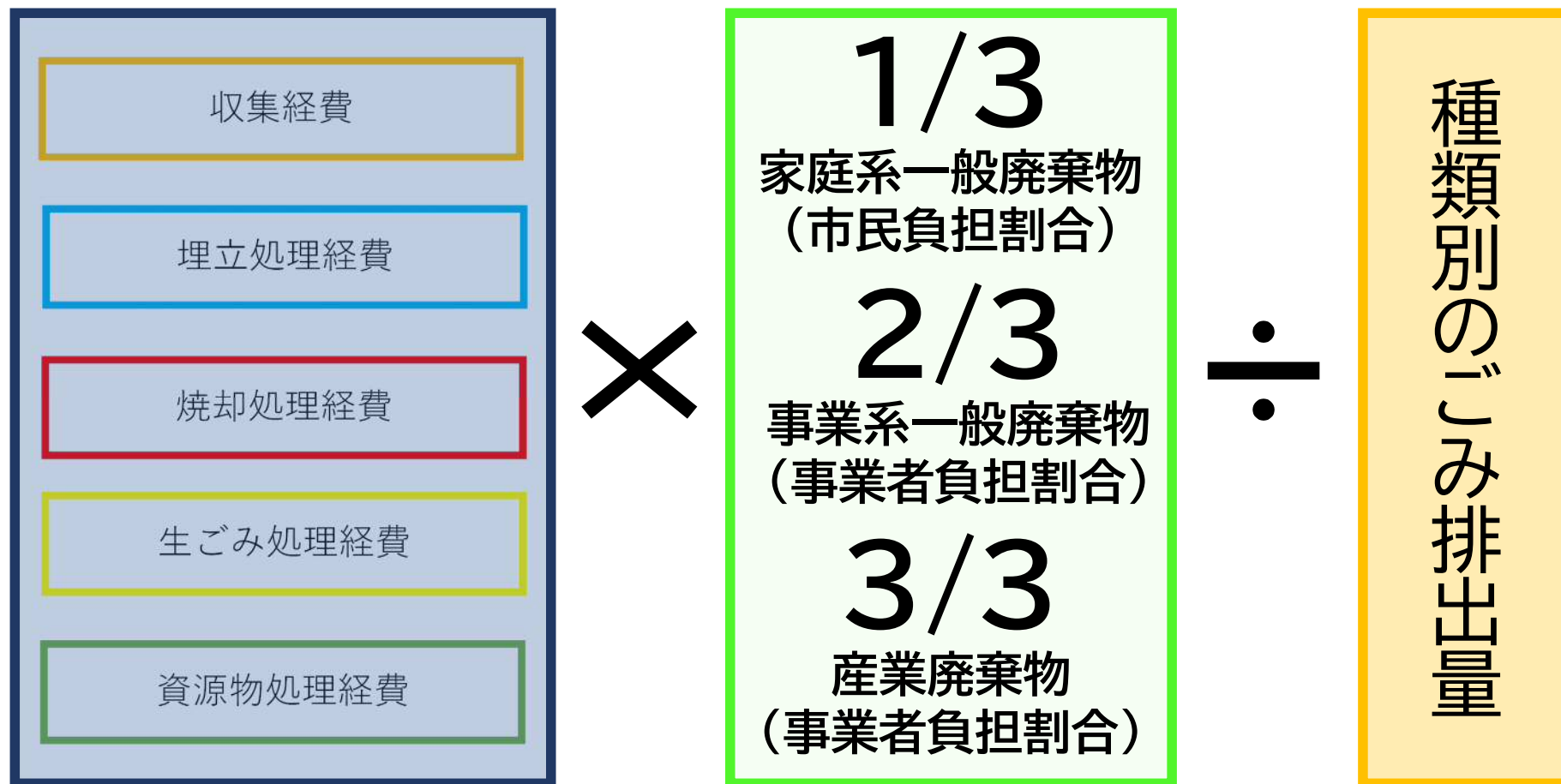
資源回収団体奨励金

職員人件費

直接的経費(R2手数料に算入)

令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の考え方について

令和2年度ごみ処理手数料改定時は、焼却施設稼働による経費増が見込まれるため、間接的経費を除く直接的経費にそれぞれ軽減措置(負担割合)を講じて算定単価を算出した。



令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の検証について

令和2年度手数料改定の際の試算方法は表1の予測経費を家庭系(表2)と事業系(表3)に処理量(見通し)に基づき案分。
 家庭系は2/3軽減、事業系一般廃棄物は1/3軽減した経費を処理量(見通し)にて割り返して算定単価を算出。

(表1) 単位:千円

費用種別	部門	費目	予測経費	
			R2~R6	
経常費用	処理原価	収集運搬	収集運搬費	368,514
		中間処理	生ごみ処理施設運営管理費	36,870
			施設整備費(生ごみ)	15,060
			焼却施設管理運営事業費	325,400
			施設整備費(焼却)	150,103
			リサイクルセンター運営管理費	91,426
			施設整備費(リサイクル)	6,595
		最終処分	ごみ処理場運営管理費	134,418
			施設整備費(ごみ処理場)	50,921
	管理費用	管理	総務管理費	0
			循環型社会推進費	0
			環境美化推進費	0
			減価償却費(廃棄物管理課)	0
			人件費(廃棄物管理課)	0
	収入		消化ガス売却収入	-20,000
		有価物売却収入	-47,762	
① 処理原価の合計金額(千円)			1,111,545	
② 処理量(t)			23,873	
③ 1kg当たりの処理原価(円/kg) ①/②			47	

(表2)

家庭系	総経費	2/3軽減	処理量	処理原価	容量換算	算定単価	現行手数料
	(千円)	(千円)			6kg/40ℓ		
			(t)	(円/kg)	(円/40ℓ)		
可燃	387,321	129,107	6,335	20.38	122.28	3.06円/ℓ	3円/ℓ
不燃	44,541	14,847	556	26.70	160.22	4.01円/ℓ	4円/ℓ
生	104,435	34,812	2,455	14.18	85.08	2.13円/ℓ	2円/ℓ
資源物(参考)	125,907	41,969	2,786	15.06	90.39	2.26円/ℓ	0円/ℓ
						粗大	100円~900円
可燃粗大・直搬	37,479	12,493	974			128.3円/10kg	
不燃粗大・直搬	70,109	23,370	1,009			231.6円/10kg	231円/10kg
合計	769,792	256,598	14,115				

(表3)

事業系	総経費	1/3軽減(一廃)	処理量	算定単価	現行手数料
	(千円)	(千円)			
			(t)		
事業系可燃	79,471	52,981	2,436	217.49円/10kg	217円/10kg
事業系不燃	48,498	32,332	940	343.96円/10kg	343円/10kg
事業系生	17,502	11,668	1,248	93.49円/10kg	93円/10kg
事業系資源	2,600	1,733	152	114.01円/10kg	114円/10kg
産廃可燃	137,585	137,585	3,771	364.85円/10kg	400円/10kg
産廃不燃	56,096	56,096	1,211	463.22円/10kg	509円/10kg
合計	341,752	292,395	9,758		

残渣(生ごみ・資源・し渣)、焼却灰、ボランティア袋含まず。

※現行手数料の産廃可燃・不燃は税込

令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の検証について

【令和2年度手数料改定時の処理原価見込と実績対比】

(表4)

単位:千円

費用種別	部門	費目	予測経費	実績	差	
			R2~R6	R2~R3		
			A	B	A-B	
経常費用	処理原価	収集運搬	収集運搬費	368,514	368,279	+235
		中間処理	生ごみ処理施設運営管理費	36,870	39,899	-3,029
	施設整備費(生ごみ)		15,060	14,746	314	
	焼却施設管理運営事業費		325,400	368,223	Ⓐ -42,823	
	施設整備費(焼却)		150,103	145,839	+4,264	
	リサイクルセンター運営管理費		91,426	85,249	+6,177	
	施設整備費(リサイクル)		6,595	6,810	-215	
	最終処分	ごみ処理場運営管理費	134,418	185,074	Ⓚ -50,656	
		施設整備費(ごみ処理場)	50,921	50,068	+853	
	管理費用	管理	総務管理費	0	0	0
			循環型社会推進費	0	0	0
			環境美化推進費	0	0	0
			減価償却費(廃棄物管理課)	0	0	0
			人件費(廃棄物管理課)	0	0	0
収入		消化ガス売却収入	-20,000	-37,231	+17,231	
		有価物売却収入	-47,762	-29,687	-18,075	
① 処理原価の合計金額(千円)			1,111,545	1,197,269	-85,724	
② 処理量(t)			23,873	19,696	Ⓝ +4,177	
③ 1kg当たりの処理原価(円/kg) ①/②			47	61	-14	

令和2年度手数料改定時

予測経費及び処理量見通しから算出する

処理原価は47円/kg

令和2~3年度実績から算出する

処理原価は61円/kg

⇒14円/kgの乖離が生じている

乖離の主な要因として

ア. 焼却施設稼働前の積算であったこと

イ. 焼却施設稼働に伴うごみ処理場運営管理費の削減見込額が大きかったこと

ウ. 処理量の見通しと実績に乖離が生じていること

令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の検証について

令和2～3年度の平均実績から令和2年度手数料改定時と同様に軽減措置(負担割合)を講じて算定単価を算出。
算定単価と現行手数料では乖離が生じている。

(表5) 単位:千円

費用種別	部門	費目	R2~R3	
			平均実績	
経常費用	収集運搬	収集運搬費	368,279	
		中間処理	生ごみ処理施設運営管理費	39,899
	施設整備費(生ごみ)		14,746	
	焼却施設管理運営事業費		368,223	
	施設整備費(焼却)		145,839	
	リサイクルセンター運営管理費		85,249	
	施設整備費(リサイクル)		6,810	
	最終処分		ごみ処理場運営管理費	185,074
		施設整備費(ごみ処理場)	50,068	
	管理費用	管理	総務管理費	0
			循環型社会推進費	0
			環境美化推進費	0
			減価償却費(廃棄物管理課)	0
			人件費(廃棄物管理課)	0
	収入	消化ガス売却収入	-37,231	
有価物売払収入		-29,687		
① 処理原価の合計金額(千円)			1,197,269	
② 処理量(t)			19,696	
③ 1kg当たりの処理原価(円/kg) ①/②			61	

(表6)

家庭系	総経費	2/3軽減	処理量	処理原価	容量換算	算定単価	現行手数料
	(千円)	(千円)			6kg/40ℓ		
可燃	504,167	168,056	7,971	21.08	126.50	3.16円/ℓ	3円/ℓ
不燃	80,358	26,786	463	57.85	347.12	8.68円/ℓ	4円/ℓ
生	94,969	31,656	2,181	14.51	87.09	2.18円/ℓ	2円/ℓ
資源物(参考)	124,961	41,654	2,307	18.06	108.33	2.71円/ℓ	0円/ℓ
						粗大	100円~900円
可燃粗大・直搬	10,310	3,437	163			210.86円/10kg	-
不燃粗大・直搬	81,924	27,308	532			513.31円/10kg	231円/10kg
合計	896,689	298,897	13,617				

(表7)

事業系	総経費	1/3軽減(一廃)	処理量	算定単価	現行手数料
	(千円)	(千円)			
事業系可燃	42,905	28,603	1,214	235.61円/10kg	217円/10kg
事業系不燃	17,915	11,943	123	970.98円/10kg	343円/10kg
事業系生	20,545	13,697	1,314	104.24円/10kg	93円/10kg
事業系資源	456	304	17	178.82円/10kg	114円/10kg
産廃可燃	146,457	146,457	2,020	725.03円/10kg	400円/10kg
産廃不燃	72,304	72,304	1,305	554.05円/10kg	509円/10kg
合計	300,582	273,308	5,993		

残渣(生ごみ・資源・し渣)、焼却灰、ボランティア袋含まず。

※現行手数料の産廃可燃・不燃は税込

令和2年度 ごみ処理手数料算定方法の検証について

1. 令和2年度ごみ処理手数料の算定方法で令和2～3年度平均経費に軽減措置(負担割合)を講じて算定単価を試算したところ**現行手数料とは乖離がみられる**。
2. 令和2年度ごみ処理手数料の算定となる収集運搬費の配分方法(①～③)は実態とは異なっており、実態に基づき費用配分を見直すとごみ種別(家庭系一般廃棄物)の算定単価と**現行手数料は更に乖離が生じる**と見込まれる。
 - ① ごみ種別の処理量で経費案分していること
 - ② 現状、受入を実施していない可燃直搬にも経費案分していること
 - ③ 粗大ごみにも経費案分されているが、実態では不燃日収集からコールセンター方式に収集方法が変更していること
3. **ごみ処理量の見通しと実績に差異**があり、処理経費÷処理量での算定において処理量が大きくなると処理原価は下がるため、令和2～3年度平均実績から算出する処理原価と**乖離が生じる大きな要因**となっている。

特にごみ減量施策を進めていく中では、処理経費の増嵩を抑えたとしても処理原価は上昇していくことが見込まれる。

検証結果

令和2年度ごみ処理手数料の算定方法は処理経費(直接的経費のみ)×軽減措置(負担割合を家庭系1/3、事業系一廃2/3、産廃3/3)÷処理量から算定単価を算出したが、実態と乖離が生じており、ごみ種別ごとの差異の大小も異なっている。

ごみ種別の処理経費に一律の軽減措置(負担割合)を講じて算定単価を算出する方法は実態には即していない状況である。

令和7年度 ごみ処理手数料算定方法の考え方(素案)について

	H22有料化当初 (H20)		R2焼却施設稼働時改定 (焼却施設稼働前のH30)		R7の考え方(素案)
経費	原価計算方式 (間接経費含む) (10年間推計)	変更	直接経費のみ (市民負担を減らすため 間接経費除く)	変更	原価計算方式 (間接経費含む) (10年間推計)
ごみ量	一般廃棄物処理基本計画 (10年間推計)	=	一般廃棄物処理基本計画 (10年間推計)	変更	実態にあわせ変更 一般廃棄物処理基本計画 (10年間推計)
手数料 設定	可燃・不燃の手数料差なし 可燃=不燃 H24~生ごみ=可燃=不燃	変更	可燃・不燃・生の手数料差あり 生ごみ<可燃<不燃	=	可燃・不燃・生の手数料差あり 生ごみ<可燃<不燃
負担 割合	市民 1/3負担 事業者 2/3負担 産廃 3/3負担	=	市民 1/3負担 事業者 2/3負担 産廃 3/3負担	● =	これまでの負担割合を 踏襲しつつ検討